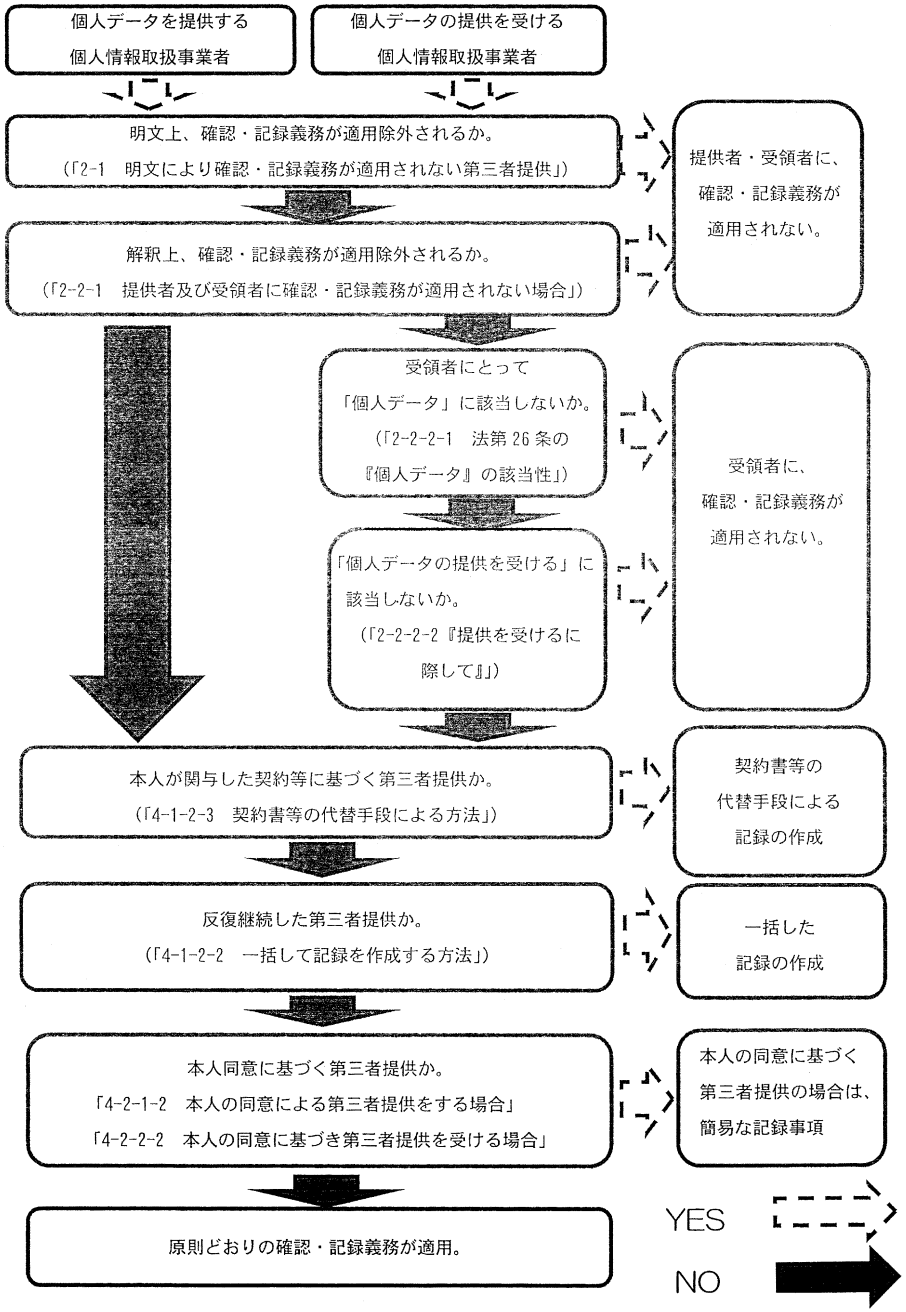
＜確認・記録義務の全体図＞



○個人情報保護委員会告示第九号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四条、第八条及び第五十一条に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）を次のように定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

平成二十八年十一月三十日　　個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（匿名加工情報編）

目次

1　本ガイドラインの位置付け及び適用対象
1－1　本ガイドラインの位置付け
1－2　本ガイドラインの適用対象
2　定義
2－1　匿名加工情報（法第２条第９項関係）
2－2　匿名加工情報取扱事業者（法第２条第10項関係）
3　匿名加工情報取扱事業者等の義務
3－1　匿名加工情報の取扱いに係る義務の考え方
3－2　匿名加工情報の適正な加工（法第36条第１項関係）
3－2－1　特定の個人を識別することができる記述等の削除
3－2－2　個人識別符号の削除
3－2－3　情報を相互に連結する符号の削除
3－2－4　特異な記述等の削除
3－2－5　個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置
3－3　匿名加工情報等の安全管理措置等（法第36条第２項、第６項、第39条関係）
3－3－1　加工方法等情報の安全管理措置
3－3－2　匿名加工情報の安全管理措置等
3－4　匿名加工情報の作成時の公表（法第36条第３項関係）
3－5　匿名加工情報の第三者提供（法第36条第４項、第37条関係）
3－6　識別行為の禁止（法第36条第５項、第38条関係）

【凡例】

「法」　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
「政令」　個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
「規則」　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）
「通則ガイドライン」　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第６号）
「改正法」　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）

1　本ガイドラインの位置付け及び適用対象

1－1　本ガイドラインの位置付け

個人情報保護委員会は、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第４条、第８条及び第60条に基づき具体的な指針として「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第６号。以下「通則ガイドライン」という。）を定めているが、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者が匿名加工情報を取り扱う場合において、